

航空災害対策編

航空災害対策編 目次

第 1 章	災害予防計画.....	696
第 1 節	情報の収集・連絡体制の整備.....	696
第 2 節	災害応急体制の整備.....	698
第 2 章	災害応急対策計画.....	700
第 1 節	情報の収集・連絡・通信の確保.....	700
第 2 節	活動体制の確立.....	702
第 3 節	捜索、救助・救急及び消火活動.....	704
第 4 節	関係者等への情報伝達活動.....	707

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また、万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

市、県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について、必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、市民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための航空機、無人航空機、車両、画像情報収集の整備を行う。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

市、県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。また、報道機関や市民等からの情報の収集体制の整備を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の必要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員体制を整備するとともに、関係機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図るものとする。（東京航空局）
- (イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い、関

係機関へ伝達する体制を整備するものとする。(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)

ウ 県が実施する計画

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消防救難対策実施要領」(資料編参照(以下同様))の定める緊急時通報網が円滑に機能するよう常に見直しを図るものとする。(企画振興部)
- (イ) 住民から消防機関等を通じて入った災害情報を、東京航空局や救難調整本部へ伝達する方法等をあらかじめ定めておくものとする。(危機管理部、企画振興部、警察本部)

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

災害時の情報収集手段については、平常時からその体制整備に努めるものとする。

また、航空機が消息を絶つ等、遭難が予想される場合は、上空からの捜索が有効であり、機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

ア 市が実施する計画

- (ア) 協定に基づくアマチュア無線及びタクシー無線の協力・活用体制を促進する。
- (イ) 災害時優先電話等を効果的に活用する体制を整備する。

イ 県が実施する計画

- (ア) 消防防災ヘリコプターの活用について、緊急運航要綱等にあらかじめ定めるものとする。(危機管理部)
- (イ) 県警ヘリコプターによる、ヘリコプターテレビ画像伝送システムを利用した情報収集体制を整えておくものとする。(警察本部)

ウ 関係機関が実施する計画

航空運送事業者においては、災害情報の収集及び連絡に必要な、情報収集機材の整備に努めるものとする。

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

市、県及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は、救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に努める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

(1) 基本方針

市、県及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

市は、震災対策編及び風水害対策編に準じて職員による非常参集及び活動体制を整備するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

イ 県が実施する計画

- (ア) 職員による迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。また、必要に応じて見直しを行うものとする。(危機管理部)
- (イ) 空港内及びその周辺の事故について「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」及び「松本空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、松本広域消防局と松本広域圏救急・災害医療協議会を交えた定期的な訓練をするものとする。(企画振興部)
- (ウ) 各消防機関の消防相互応援体制が円滑に行われるよう、県地域防災計画風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行うものとする。(危機管理部)

- 2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

市、県、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

- (ア) 松本広域消防局等との連携により、迅速かつ的確な救急救助活動ができる体制を確立する。
- (イ) 市は、消防団の消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
- (ウ) 市における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適応備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図るとともに、医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達計画を策定する。

イ 松本広域消防局が実施する計画

松本広域消防局は、救助工作車、救急自動車及びその他の車両、また、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

ウ 県が実施する計画

- (ア) 空港管理者は、空港内の事故に備えるため、空港用化学消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備を行うとともに、消防主管部局は、消防防災ヘリコプターによる救助、救急活動に必要な資機材の整備を行うこととする。(危機管理部、企画振興部)
- (イ) 空港管理者は、空港内の事故で負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。(企画振興部)
- (ウ) 空港内の事故に備えるため、空港管理者は、医療機関、消防との連絡体制の整備を図るとともに、医療機関は相互の連絡・連携体制について計画を策定するよう努めるものとする。(企画振興部、健康福祉部)

3 関係者への的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

空港管理者及び航空運送事業者は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

市は、震災対策編第2章第2.1節「災害広報計画」に準じて体制を整備する。

イ 県が実施する計画

- (ア) 空港管理者は、空港内での事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を電気通信事業者等との連携を図りながら整備するものとする。(企画振興部)
- (イ) 空港管理者は、空港内での事故について家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ航空運送事業者と連携をとりながら計画をしておくものとする。(企画振興部)
- (ウ) 空港外の事故については、県地域防災計画風水害対策編第2章第2.3節「災害広報計画」に準じて体制を整備するものとする。(危機管理部)

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に搜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

市、県及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は、速やかに情報の収集、関係機関への連絡に当たるものとする。

第2 主な活動

- 1 県は、国土交通省から得た情報を、関係市町村へ連絡する。
- 2 市及び県は、航空機や無人航空機、画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 3 市及び県は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 関係市町村等への連絡等

(1) 基本方針

県は、国土交通省等から得た災害発生情報について関係市町村等に速やかに連絡し、情報収集体制の確立を早期に行う。

(2) 実施計画

ア 関係機関が実施する対策

- (ア) 松本空港の離着陸機の事故を覚知した場合及び東京航空局から長野県内の航空機の災害発生情報を得た場合は、速やかに県への連絡を行うものとする。(東京航空局)
- (イ) 松本空港及びその周辺における航空機災害発生情報を得た時は、必要に応じ松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行うものとする。
(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)

イ 県が実施する対策

- (ア) 空港内の事故について、「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報により、速やかに現地関係機関に出動の要請を行う等体制を整えるものとする。(危機管理部、企画振興部、警察本部)

- (イ) 災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに、地域振興局を通じて、関係市町村へ連絡を行うものとする。(危機管理部)

2 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

市及び県は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、市民から災害発生後の1次情報を得た場合は、直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から地域振興局へ連絡する。

イ 県が実施する計画

- (ア) 空港内の事故について、「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報系統の定めるところにより収集した情報を速やかに集約し、関係する国の機関（国土交通省、関係省庁）へ報告を行うものとする。(危機管理部、企画振興部、警察本部)
- (イ) 航空機事故等の災害発生の情報を得た場合は、必要に応じて、ヘリコプターによる情報収集を行うものとする。(危機管理部、警察本部)
- (ウ) 地域振興局は、関係市町村を通じて得た災害発生直後の1次情報を速やかに危機管理防災課へ報告するものとする。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

市及び県は、応急対策の実施状況について、相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について、随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

市は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

イ 県が実施する対策

県は、指定行政機関を通じ、国土交通省または非常災害対策本部が設置された場合は、本部に対して随時応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡するとともに、非常災害対策本部等から得た情報を、関係市町村等へ提供するものとする。(危機管理部、企画振興部、警察本部)

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

市、県、関係機関等は、災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとるものとする。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

震災対策編第3章第2節「非常参集職員の活動」及び風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより、関係職員は早期参集を行うとともに、想定される災害規模により、必要に応じて災害対策本部を設置する。

イ 県が実施する対策

県地域防災計画風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより、関係職員は早期参集を行うとともに、想定される災害の規模を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。(危機管理部)

- 2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

市は、災害の規模等により、市の活動のみでは十分な応急活動が行えない場合は、震災対策編第3章第3節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

イ 県が実施する対策

県は、災害の規模等により、被災地方公共団体の活動のみでは十分な応急活動が行えない場合は、県地域防災計画風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定め

るところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整えるものとする。

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して、搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は、消防機関と連携した消火活動を実施するとともに、必要に応じて関係機関への応援要請を行う。
- 3 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 4 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

- 1 関係機関によるヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、速やかにヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

市は、県等から災害の発生情報を得た場合は、無人航空機による搜索や消防団等をもって速やかに松本広域消防局と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

イ 県が実施する対策

東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、関係省庁との情報交換を密にして、関係消防機関への搜索、関係市町村へ情報の収集を指示するとともに、必要に応じて、ヘリコプター等による搜索活動を実施するものとする。(危機管理部、警察本部、企画振興部)

- 2 消火、救助活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

市は、震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」

に定めるところにより、救助救急活動及び消火活動を実施する。

イ 県が実施する対策

- (ア) 空港内で発災した場合は、「松本空港消火救難対策実施要領」に基づき、空港管理者は速やかに各班長に必要な指示を行うとともに、消防、警察、医療機関等の関係機関に状況の報告、出動の要請を行い、「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき活動を実施するものとする。（企画振興部）
- (イ) 空港外で発災した場合は、県地域防災計画風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより、救助・救急活動及び消火活動を実施するものとする。
- (ウ) 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、前述したとおり、県地域防災計画風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより要請するものとする。（危機管理部）

3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、塩筑医師会、塩筑歯科医師会、赤十字奉仕団、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

市は、震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

イ 県が実施する対策

- (ア) 空港管理者は、空港内の事故について、「松本空港医療救護活動に関する協定書」に基づき、活動するものとする。（企画振興部）
- (イ) 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は所要の要請を行うとともに、不足が見込まれる医薬品がある場合は調達に必要な措置をとるものとする。（危機管理部、健康福祉部）
- (ウ) 空港外で発災した事故の場合には、県地域防災計画風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施するものとする。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

- (ア) 緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

(イ) 交通規制等について、関係機関等に対する必要な要請、依頼等の調整を行う。

イ 県が実施する対策

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施するものとする。

また、緊急車両が特定の道路に集中し、渋滞等が発生しないように、必要に応じて、ヘリコプター等により上空からの規制を実施ものとする。(警察本部)

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問合せに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 市民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

- (ア) 市は、震災対策編第3章第26節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。
- (イ) 市は、県及び航空運送事業者等と相互に連絡を取り合いながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得たり、市ホームページ等を活用して随時情報の更新を行う。

イ 県が実施する対策

- (ア) 県及び航空運送事業者は、相互に連絡を取り合いながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、随時情報の更新を行うものとする。
- (イ) 空港外で発生した事故については、県地域防災計画風水害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施するものとする。

ウ 関係機関が実施する対策

航空運送事業者は、搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供するものとする。

2 市民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民及び交通機関を利用する市民に随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 市が実施する対策

(ア) 市は、震災対策編第3章第26節「災害広報活動」に定めるところにより、各種問合せ等に対応した広報活動を実施する。

(イ) 市は、県及び航空運送事業者等と相互に連絡を取り合いながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得たり、市ホームページ等を活用して随時情報の更新を行う。

イ 県が実施する対策

(ア) 県及び空港運送事業者は、相互に連絡を取り合いながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、随時情報の更新を行うものとする。

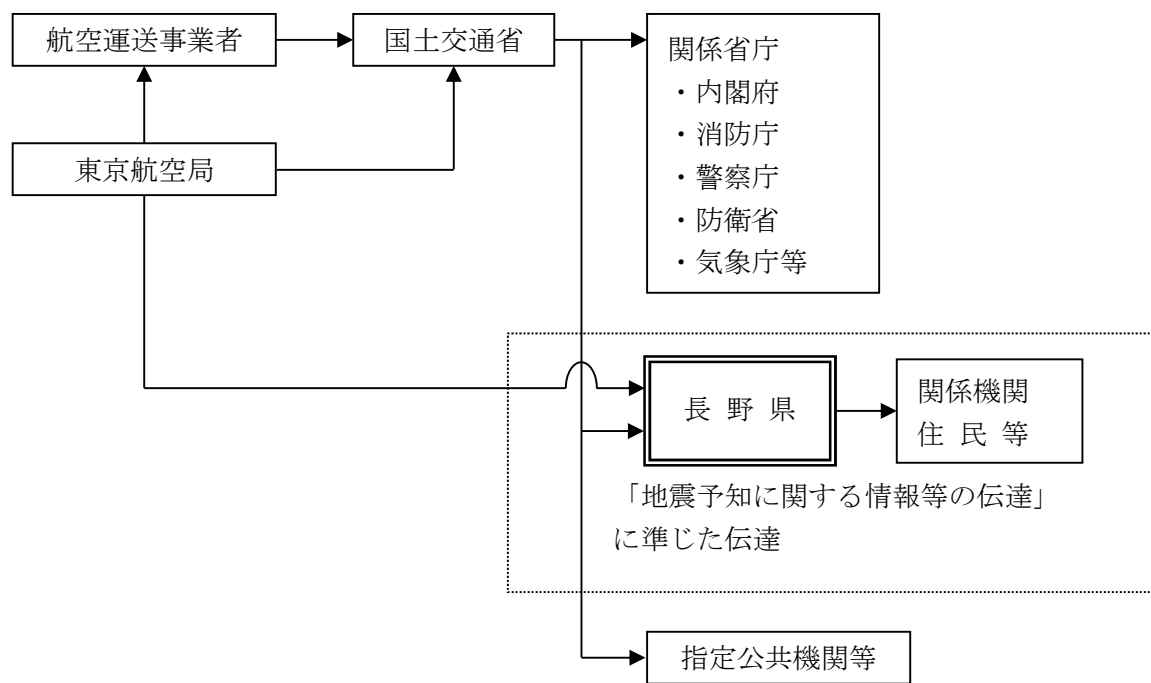
(イ) 空港外で発生した事故については、県地域防災計画風水害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、住民等に対する広報活動を実施するものとする。

ウ 関係機関が実施する対策

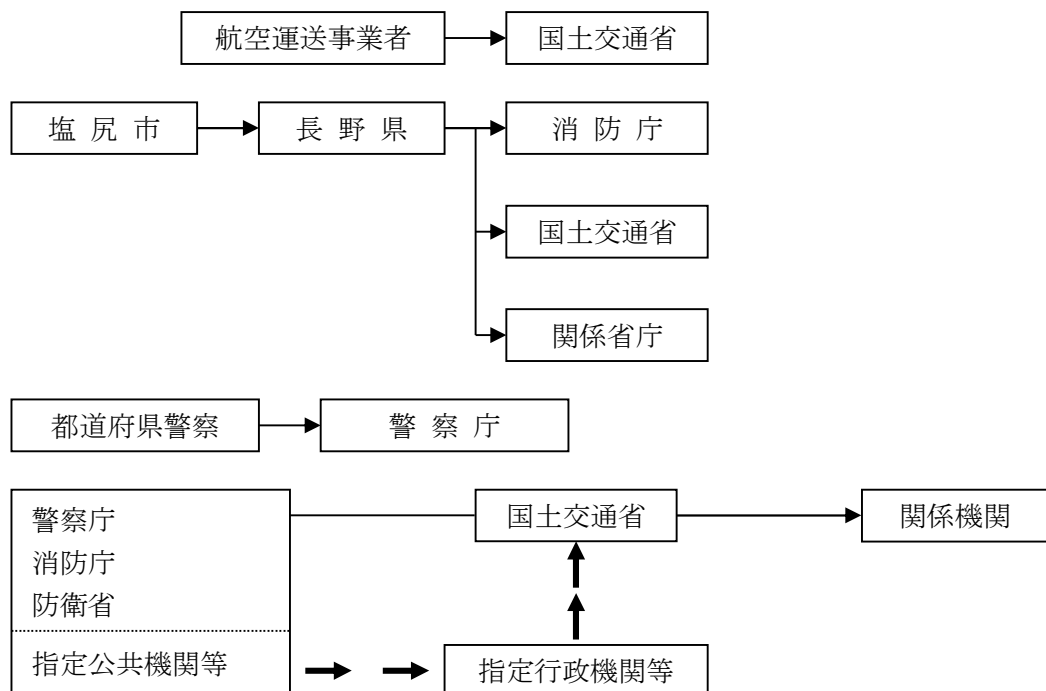
航空運送事業者は、航空機の運航等交通機関利用者、一般住民の必要な情報提供を行うものとする。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

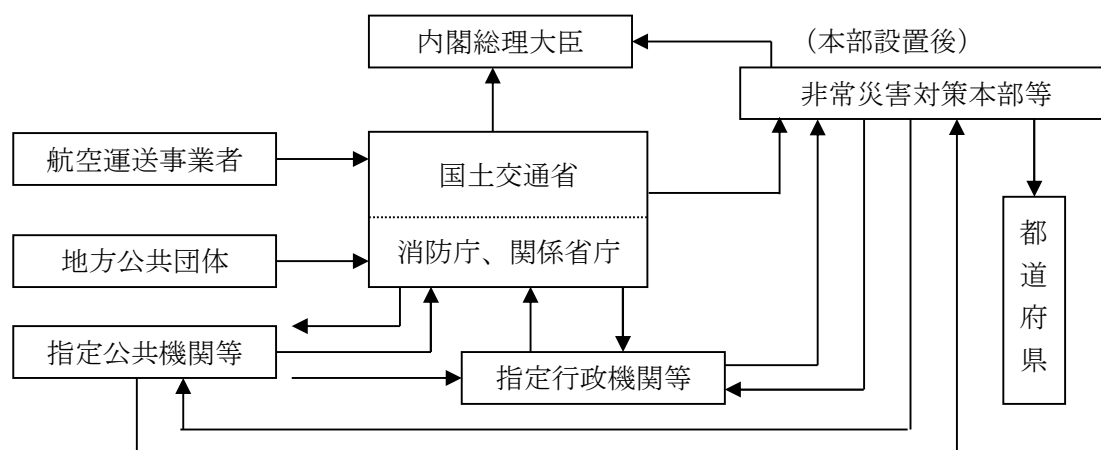


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

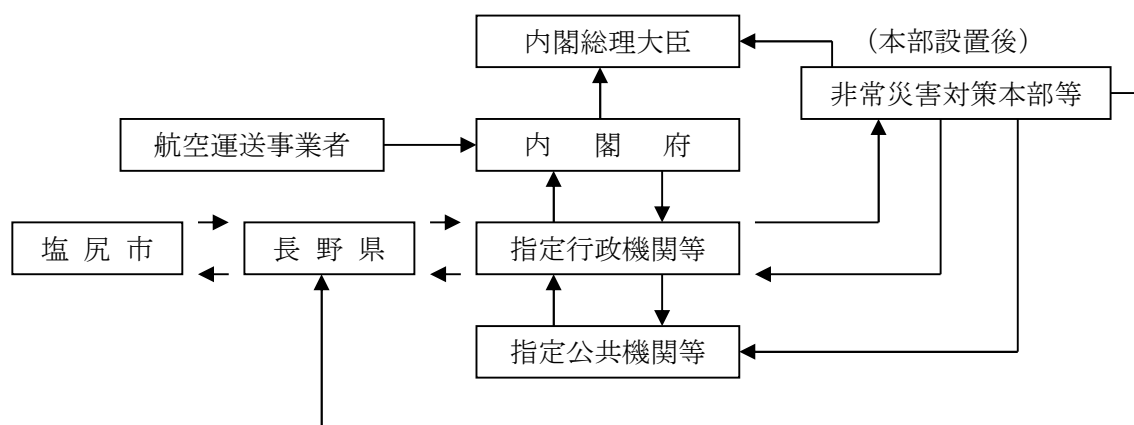


大規模な場合（ → → は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※この図は、塩尻市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。